

## 「誠実交渉指針」と「交渉手引き」の位置付けの違い

- 標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針は、「我が国としての誠実交渉の規範」。
- 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きは、「国内外の事実を踏まえ、論点を客観的に整理した資料」。
- いずれも、法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断するものではない。

### 【標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針】 我が国としての誠実交渉の規範



経済産業省

- 国内特許を含むS E Pライセンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき、我が国としての誠実交渉の規範。
- S E Pライセンス交渉に携わる国内外の企業等の意見や、我が国の有識者及び産業界の意見を踏まえて策定。
- 法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断しない。

### 【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き】 国内外の事実を踏まえ、論点を客観的に整理した資料



特許庁

- 規範を設定するものではない。
- 国内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、S E Pライセンス交渉を巡る論点を客観的に整理して策定した資料。
- 法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断しない。

※改訂時に、「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」も参照予定。